

様式第五（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

2018年11月6日

経済産業省 世耕 弘成 殿

東京都渋谷区宇田川町2-1

株式会社ペイミー

代表取締役 後藤 道輝



産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 事業目標の要約

本照会を行う企業（以下「当社」という。）は、給与前払いサービス（以下「本サービス」という。）を展開する企業である。当社は、このたび、料金体系の抜本的な変更を検討している。具体的には、サービス利用に応じて一定割合の手数料を徴収する方式と、サービス利用ごとに固定の手数料を徴収する方式を併用することを検討している。かかる料金体系により、導入企業側の事情に合わせた料金方式の選択が可能となって導入ハードルが下がり、導入が加速するものと考えている。

(2) 生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

企業における人手不足の昨今、多くの企業は、採用の求人倍率を高めるために躍起となっており、あるデータによれば、給与即日払いをうたうと求人応募数が数倍になるとされる。給与前払いサービスを普及させることは企業側の人材獲得や定着率を向上させる効果が期待できる。

当社は、新たな料金体系による本サービスの実施により、年内に数百社の顧客獲得を見込んでいる。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

本サービス運営事業者：当社

(2) 事業概要

本サービスは、給与の即日払いと同等の効果を実現させることで本サービスを利用する企業（以下「導入企業」という。）の福利厚生を充実させることを目的とするものである。本サービスの流れは以下のとおりである。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]



(3) 新事業活動を実施する場所

本サービスはwebアプリケーションサービスであり、事業実施場所に特段の制限はない。

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

確認が取れ次第至急実施したい。

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

○貸金業法

(定義)

第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 国又は地方公共団体が行うもの
- 二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
- 三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
- 四 事業者がその従業者に対して行うもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの

2 この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けた者をいう。

5. 具体的な確認事項

本照会書2.に記載の新事業活動において、運営会社である当社がサービス利用従業員に支払う給与の前払いが労働基準法第11条に規定する賃金に該当する場合、当社の行為は、貸金業法第2条第1項に定める「貸金業」に該当するか。

[Redacted text block]

6. その他
特になし